2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町川上字下瀬戸四七一六、四七一六の一、四七三七から四七四〇まで、四七四〇の一、四七四一から四七四六まで、四七四六の一、四七四七、四七四七の一、四七四八から四七五〇まで、四七五〇の一、四七五〇の二、四七五一、四七五一の一、四七五二、四七五三、四七五三の一、四七五四、四七五四の一、四七六一、四七六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区大原字鯛ノ又一二七の一、字三ツ谷五〇七の八三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鯛ノ又一二七の一・字三ツ谷五〇七の八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市二木島町字相川五八四、磯崎町字宮ノ脇一一三五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字相川五八四・字宮ノ脇一一三五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町川上字板井谷二七九八の二

(一)

二　指定の目的　水源のかん養

(二)

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字倉骨五二三四の九五

指定の目的　土砂の流出の防備

指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉骨五二三四の九五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市笠原町字梅平四一〇六の七・四一〇六の八・四一〇六の五〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町金山字横谷本洞二四二の四二・二四二の四四・二四二の四七・二四五の一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二四五の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字丸池二七一四の五四五、二七一四の五四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため